

岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書西濃地区採択協議会と称する。

(協議会に属する教育委員会)

第2条 本協議会に属する教育委員会は次のとおりである。

大垣市 大垣市教育委員会

海津市 海津市教育委員会

養老郡 養老町教育委員会

不破郡 垂井町教育委員会、関ヶ原町教育委員会

安八郡 神戸町教育委員会、輪之内町教育委員会、安八町教育委員会、東安中学校組合教育委員会

揖斐郡 揖斐川町教育委員会、大野町教育委員会、池田町教育委員会、

養基小学校養基保育所組合教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、採択地区内の市町(組合)教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

(協議結果の尊重)

第4条 採択地区内の市町(組合)教育委員会は、本協議会の協議結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、採択地区内で次に掲げる者のうちから選出した29名の委員をもって構成する。

ただし、次の(1)に掲げる市町(組合)教育委員会とは、採択地区内での全市町(組合)教育委員会をさす。また、当該教育委員または教育長は必ず含むものとする。

(1) 市町(組合)教育委員会の教育委員または教育長

(2) 市町(組合)教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する者

(3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員

(4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の8月31日までとする。

4 採択替えのない年度については、第1回西濃地区採択協議会は、地区教育長会を協議の場とし、第2回西濃地区採択協議会は、第1項に掲げる委員による協議を行うものとする。

(会長・副会長・会計監査)

第6条 本協議会には、会長、副会長及び会計監査をおく。

2 会長、副会長及び会計監査は委員のうちから互選する。

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、協議会が定める所において処理する。

(会議の招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(研究員)

第11条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

- 2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。
- 4 研究員は、岐阜県教育委員会から提示された選定に必要な資料その他を参考にし、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

第12条 会長は、調査研究・協議等の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費の分担)

第13条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町（組合）が分担するものとする。

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

附則

(協議会の設置)

- 1 この協議会は、採択地区内の市町（組合）教育委員会の議決を経て設置されるものとする。

(施行期日)

- 2 この規約は平成17年5月30日から施行する。

(経過措置)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の運用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

(規約の改正)

- 4 この規約の一部を改正する。（平成24年5月18日）
- 5 この規約の一部を改正する。（平成27年5月26日）